

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種 (3回目)の費用請求における留意事項について

1 運用上の留意事項

①請求様式

令和3年12月1日以降の接種分は、原則新様式を使って請求してください。(1、2回目接種も同様)
令和3年11月30日以前の接種分は、旧様式で請求できますが時間外等の加算は請求できません。

②医療従事者(令和3年11月30日以前の接種分)の市区町村請求書について

新様式の請求書とは別に、旧様式(市区町村別請求書)を使って請求してください。
その際、市区町村別請求書では「クーポン券なし」を選択して提出してください。

③時間外および休日加算の請求について

新様式の予診票を使った場合のみ請求可能です。
(時間外等の加算を旧様式に手書で記載した場合でも請求できません)

2 返却されるパターン(事例)

No	内容	対応方法
1	請求書の代表者が未記載	請求書の代表者氏名の記載は必須です(押印は不要)
2	正しい並びに編綴されていない	市区町村単位で市区町村別請求書と予診票は正しく並べてください
3	市区町村別請求書が存在しない	医療従事者と一般(高齢者含む)は、市区町村別請求書を分けてください
4	クーポン券の未貼付	クーポン券の貼り忘れがないようにしてください
5	住所不一致等	本人記載住所とクーポンの請求先名・市区町村コードは一致させてください
6	券種または回数が未記載	券種および回数は正しく記載してください
7	一般の場合で、券番号が未記載	一般(高齢者含む)の場合は、券番号を正しく記載してください
8	医療機関等コードが未記載	保健医療機関等のコードは正しく記載してください
9	接種年月日が未記載	接種年月日は正しく記載してください(予診のみの場合でも予診日を記載)
10	接種年月日が対象外	請求年月の前月分が対象のため、請求年月より過去の予診票が対象です
11	ロット番号シールの未貼付	ワクチン名・ロット番号シールを貼付し、原本を提出してください
<3回目の接種に係る追加項目>		
12	12/1以降の接種で旧様式	令和3年12月1日以降の接種(1、2回目含む)は、新様式で提出してください
13	一般で新旧請求書が混在	一般の予診票は、全て新様式の請求書に合算して提出すること。 但し、令和3年11月30日以前に接種した医療従事者においては、旧様式の請求書(クーポンなし)を使って請求してください。
14	医療従事者の予診票不備	令和3年12月1日以降に接種した医療従事者が、医療従事者用の旧予診票で請求することはできません。